

令和元年千葉市教育委員会会議
第8回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和元年千葉市教育委員会会議第8回定例会会議録

日時 令和元年8月27日(火)

午後2時00分開会

午後3時15分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

| | | |
|------|-------|-------|
| 出席委員 | 教 育 長 | 磯野 和美 |
| | 委員 | 中野 義澄 |
| | 委員 | 和田 麻理 |
| | 委員 | 小西 朱見 |
| | 委員 | 千葉 雅昭 |
| | 委員 | 藤川 大祐 |

出席職員

| | | | |
|-------------|-------|-------------------------------|-------|
| 教 育 次 長 | 神崎 広史 | 教 育 指 導 課 長 | 鶴岡 克彦 |
| 教 育 総 務 部 長 | 布施 俊幸 | 教 育 支 援 課 長 | 木内 克英 |
| 学 校 教 育 部 長 | 伊藤 裕志 | 保 健 体 育 課 長 | 古山 智和 |
| 生 涯 学 習 部 長 | 潮見 尚宏 | 教 育 セ ン タ ー 所 長 | 石川 英明 |
| 中 央 図 書 館 長 | 安部 浩成 | 生 涯 学 習 振 興 課 長 | 中島 千恵 |
| 総 務 課 長 | 南 久志 | 文 化 財 課 長 | 滝田 希成 |
| 企 画 課 長 | 山崎 二郎 | 学 校 施 設 課 学 校 環 境 改 善 担 当 課 長 | 石川 幸夫 |
| 教 育 職 員 課 長 | 柳橋 伸彦 | 養 護 教 育 セ ン タ ー 副 所 長 | 今福 教子 |
| 教 育 給 与 課 長 | 松永 信隆 | 総 務 課 長 補 佐 | 渡邊 直子 |
| 学 事 課 長 | 山下 敦史 | 総 務 課 総 務 班 主 査 | 金井 昌樹 |

| | | | | |
|-----|---------------|-------|---------------|-------|
| 書 記 | 総 務 課 主 任 主 事 | 松元 秀之 | 総 務 課 主 任 主 事 | 大竹 俊哉 |
|-----|---------------|-------|---------------|-------|

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立（議案第41号から第44号まで及び報告第10号の審議について、中野委員は欠席）
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定
令和元年8月27日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
平成31年第3回定例会、平成31年第4回定例会、令和元年第5回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第40号から第44号まで及び報告第10号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和元年度千葉市中学校生徒会交流会について
鶴岡教育指導課長より報告があった。
報告事項(2) 令和元年度千葉市小・中学校教育課程研究協議会について
鶴岡教育指導課長より報告があった。
報告事項(3) 令和元年度子ども議会について
鶴岡教育指導課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第37号 千葉市立大宮小学校と大宮台小学校との統合について
山崎企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第38号 懲戒処分の方針の一部改正について
柳橋教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第39号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について
山崎企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決

した。

議案第40号 令和元年度補正予算について（9月補正）

石川学校施設課学校環境改善担当課長、山下学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第41号 千葉県職員の特種勤務手当支給条例の一部改正について

松永教育給与課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第42号 千葉県職員配偶者同行休業に関する条例等の一部改正について

松永教育給与課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第43号 千葉県立小学校設置条例の一部改正について

山下学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第44号 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正について

古山保健体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告

報告第9号 千葉県育英資金支給条例施行規則の一部改正について

鶴岡教育指導課長より報告があった。

報告第10号 職員の処分について

教育職員課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 令和元年度千葉県中学校生徒会交流会について

磯野教育長 報告事項(1)「令和元年度千葉県中学校生徒会交流会について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 「令和元年度千葉県中学校生徒会交流会について」報告します。

1 ページをご覧ください。

6月26日水曜日、1年間の生徒会活動の成果と課題を共有するとともに、今後の各中学校の生徒会活動を充実・発展させるため、千葉県教育センターにおいて、千葉県中学校生徒会交流会を開催しました。交流会には市立全中学校の生徒会会長などの生徒会役員と生徒会担当教員が参加し、活発な議論が行われました。

市長挨拶の後、グループ協議が行われ、1年間の活動の成果と課題について話し合いました。グループ協議では、昨年行われた「区ごとの生徒会情報交換会」で話題になりました「生徒会だよりの工夫」や「委員会活動の活性化」について各校でどのような工夫をしてきたのかなどについて話し合われました。「生徒会だよりの紙面を刷新し、多くの生徒に見てもらおうよう工夫した」、「全校評議会と専門委員会の連携を強化し、討議する内容を変えた」など、さまざまな実践例の情報交換がなされました。また、途中からは、生徒と教員とが一緒にグループを作り、ともに協議を行いました。最後には、5人の生徒が「生徒会だよりをあえて手書きにして、季節感のある内容にするなど、工夫している」、「意見箱を設置し、全校生徒の声に responding していくことで、生徒会活動は自分たちの活動だと感じてもらうことができた」などの発言をして、交流会を締めくくりました。

今後、相互の取組みを参考にできるように、参加生徒が記入した「生徒会交流会を終えて」をキャビネット上で公開して参りたいと考えております。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。それでは私から。

最近、生徒会長に女性の方が多くなるというような傾向があるのですけれども、その割合などについて、もし把握していれば、教えていただきたいのと、引率の先生方で、顧問をやっている先生がかなり若返っていると思うのですけれども、そういった意見交換の中で、先生方の参考になる意見があれば聞かせていただけますか。

鶴岡教育指導課長 まず、割合の点についてですが、正確に把握していないのですけれども、全体を見た限りで3分の2弱が女性の生徒会長でした。

顧問についてですが、若手の教員が主になっているところが非常に多いです。ベテランの教員もいる中で、後半、子どもとの交流会を行ったのですけれども、前半は、顧問同士の交流会も行っているのです、そういったところで新たな顧問への助言であったり、ベテラン教員のノウハウであったり、そういったものを伝えたというのが現状です。

磯野教育長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

報告事項(2) 令和元年度千葉市小・中学校教育課程研究協議会について

磯野教育長 続いて、報告事項(2)「令和元年度千葉市小・中学校教育課程研究協議会について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 「令和元年度千葉市小・中学校教育課程研究協議会について」報告します。

3ページをご覧ください。

千葉市民会館などの会場に8月6日火曜日に小学校、7日水曜日に中学校の教育課程研究協議会を開催しました。その目的は学習指導要領の趣旨などの理解を深めるとともに、学習指導要領の円滑な実施に向けて、教育課程の実施上の諸問題を研究協議し、その解明を図り、小・中・特別支援学校教育の改善及び充実に努めることです。本年度は小学校952人、中学校773人、総計1,725人の教職員が参加しました。

なお、小学校は会場の関係で一般総則部会以外は隔年参加としております。

全体会では、学校教育部長による主催者あいさつの後、「『生きる力』をはぐくむ教育課程の工夫・改善～子供たちの質の高い学びの充実に向けて～」をテーマに教育指導課から新学習指導要領の趣旨、実現に向けたポイント、評価等について説明しました。

続いての全体提案では、平成29・30年度の研究指定校のうち3校からの研究成果の発表を行いました。その後、小学校では「プログラミング教育の指導方法」について、中学校では「新学習指導要領の目指す授業の在り方」及び「特別な支援を要する生徒の学習指導における支援の在り方」についての説明を行いました。午後からは各教科等の部会に分かれ、各教科等の新学習指導要領の内容の伝達や、趣旨に沿った実践研究発表等を行いました。

今後もさまざまな研修等を通して本市学校教育のより一層の充実に努めて参ります。

以上です。

磯野教育長 ありがとうございます。

審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

よろしいですか。

報告事項(3) 令和元年度子ども議会について

磯野教育長 報告事項(3)「令和元年度子ども議会について」、教育指導

課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 子ども議会について報告します。

7ページをご覧ください。

去る7月24日水曜日、千葉市議会本会議場にて子ども議会を開催しました。子ども議会は「子ども目線に立った意見を市政に生かすようにする」、「本市の将来を担う子どもたちが千葉市の現状と課題について話し合い、市民一人一人が生き生きと幸せに暮らせるまちづくりに向けた具体的な提案・質問を行う中で、千葉市民としての意識を高められるようにする」ことを目的としてスタートし、10年目を迎えました。

当日は市長、両副市長、こども未来局長、教育長、教育次長をはじめ、千葉市議会から議長、副議長、教育未来委員長、教育未来副委員長の出席のもと、小学校5、6年生39人の子ども議会議員と中学生12人がファシリテーター役として参加しました。教育委員の皆様には子ども議会当日のほか、学習会にも参加していただき、誠にありがとうございました。

今年度は、「夢を持って10年後の千葉市について考えよう」のテーマのもと、「10年後こんな学校になったらいいな」、「10年後こんなまちになったらいいな、都市部門、里山部門、海辺部門」、さらには「10年後の千葉市の自慢を考えよう」の5つのグループに分かれ提案を行いました。日ごろから感じている課題について話し合い、アンケート調査や実地調査等を行い、10年後によりよい千葉市になるよう、行政に取り組んでほしいことであったり、自分たちができること、果たすべき役割について考え、提案、質問を行いました。子ども議会議員の提案、質問に対しては、市長、副市長、教育長からわかりやすい説明と励ましの言葉が盛り込まれた答弁をいただき、参加した子ども議会議員も充実感を味わえたことと思います。

今後は、子ども議会での提案、質問と答弁の内容を整理し、子ども議会議員の事後の取組みも踏まえて作成する報告書を各学校へ配布して、子どもたちの発想と意欲を生かした主体的な取組みを促していきたいと考えております。

以上です。

磯野教育長 ありがとうございました。

審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 感想を申し上げたいと思います。

毎年のことですが、大変充実した活動をありがとうございます。

特に、今回テーマが「10年後」とうまく設定されていて、適切に議論の範囲が狭められていたために、具体的な議論ができてよかったなという印象を受けました。ぜひこういうテーマの工夫なども今後進めていただけたらいいと思います。

また、小学生の段階でかなりレベルの高い提案ができていますので、例えば中学生や高校生になって、この先に取り組むことが何かないのかなと、例えば市立高校で、もう少し高校生らしい議論をしてほしいなと少し思っているのですけれども、中学生、高校生の段階にもつなげていただいて、小学生のうちから、段階的に千葉市の将来について提案ができるような体制がとれるといいなということを思いました。今後ご検討いただければ幸いです。よろしく願います。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。

小西委員 私も、本番に参加させていただいたのですが、とても充実した内容でして、特にご尽力いただいた先生方、ありがとうございます。

今年、少し感じたところなのですが、各グループの差が大きかったかなというような気がしまして、発表内容は子ども達のそれぞれのグループのそれぞれの発想を大切にしていればいいとは思っているのですが、発表方法に関して、あるグループは割と完成された、パワーポイントを用いているところもあれば、あるグループは、子どもたちの手書きの紙1枚だけのところもありまして、そこで別に評価するわけではないので、そんなに神経質にならなくてもいいかなとは思っているのですが、見ていて、参加されている子どもたちや、保護者が不公平感を感じるかとも思いました。パワーポイントは誰が作られているのか、なぜ大きな差が生じてしまうのかというようなどころについて、お伺いします。

鶴岡教育指導課長 お話しのとおり、発表には差が多少あったと思います。パワーポイントにつきましては、子どもたちが作っているものでございます。学習会の折にノートパソコン、またはタブレットを持ってきている子が何人かいましたが、ああいう形で子どもたち自身が作るグループ、またはそういった機器を使えないがゆえに、模造紙に絵を描くなどして発表するグループなど、市長部局からも、

また教育委員会の立場としても、あまり大人の考えややり方を入れ過ぎないようにしようという意図がございます。

かわりに子どもたちができる範囲でやるグループ発表なので、多少差が出てしまうのは致し方ないかと思えます。ただ、見せることは大事な事なので、その部分は工夫させていただきたいと思っています。

小西委員 ありがとうございます。

中学生の方が作っているのかなと思ったのですが、子どもたちが作っているのですね、すごいですね。

ありがとうございます。

和田委員 ご説明ありがとうございます。

私も当日参加させていただきまして、小西委員と同じような感想を少し持ちました。それ以外のところで、今回テーマの設定について、全部のグループが「10年後」というキーワードをもとに話し合っていたかと思うのですが、毎年、このテーマは、教育委員会側から与えているものなののでしょうか。それとも、今回に限って共通したテーマだったのでしょうか。

鶴岡教育指導課長 結論から先に申し上げますと、テーマについては事務局が設定しております。毎年、次年度何ができるかという話をしており、今回は、10回記念なので、これを機に少し先を見通して、少し不可能な部分があるかもしれないけれども、将来的なことを考えてみようということで、「10年後の千葉市を考えてみよう」という設定にさせていただきました。

以上です。

和田委員 ありがとうございます。

ちょうど10年たったところで、今までも少しずつマイナーチェンジをしてきて、当初は小学生と中学生を1年ごとに子ども議会を行ってきたりと、いろいろ工夫があったことから現在に至っているわけですが、ここでまた少し見直すこともあってもいいのかなと思いました。

特に時期的なものがどうなのかなというところがありまして、これはこちら側の問題だとは思いますが、夏休みに入っすぐの時期というのは、おそらく運営する側が非常に立て込んでいろいろなことが重なってくる時期だと思います。こちら側の事情を子どもたちに還元することがどうなのかという議論もあると思うのですが、こちら側が忙しくなってしまうと、そ

れだけ子どもたちにかけるパワーがどうしても減ってしまうという部分もあると思いますので、もし時期的なものが多少でも融通がきくようなことがあれば、今後ご検討いただければと思います。

鶴岡教育指導課長 大変貴重なお話しであり、ありがとうございますので、参考にさせていただきます。

和田委員 よろしくお願ひします。

磯野教育長 他はよろしいですか。

議案第37号 千葉市立大宮小学校と大宮台小学校との統合について

磯野教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第37号「千葉市立大宮小学校と大宮台小学校との統合について」、企画課長、説明をお願いします。

山崎企画課長 議案第37号「千葉市立大宮小学校と大宮台小学校との統合について」説明いたします。

本議案は千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

説明は議案の説明資料に基づいて行います。

参考資料1ページ、「千葉市立大宮小学校と大宮台小学校との統合について」をご覧ください。

議決事項は、統合場所を現大宮小学校の位置とし、統合時期については、令和3年4月に開校する、です。

次に、要望書提出までの経緯についてです。

平成30年4月に策定した「第3次千葉市学校適正規模適正配置実施方針」に基づいて、大宮地区の学校適正配置に取り組み、平成30年11月に地元説明会を開催し、平成31年1月に大宮地区学校適正配置地元代表協議会を設置しました。以降、地元代表協議会において、統合に関する協議を進め、今年6月の第5回評議会で統合の合意がなされました。そして、7月10日に地元代表協議会から「大宮小学校と大宮台小学校との統合に関する要望書」が教育長に提出されました。

次に、統合計画をご覧ください。

(1) 通学区域図でございます。上が北を示しております。太線部分が統合後の新たな学区域となります。大宮小学校と大宮台小学校の距離は直線で約1.3キロでございます。

2ページをご覧ください。

統合後の通学区域は、大宮台1丁目から7丁目、北大宮台、大宮台小学校の通学区域である大宮町の一部、東山科町、多部田町の一部、平山町の一部を合わせた範囲となります。統合校の位置となる現大宮小学校までの通学距離は最長で多部田町や平山町からの約3.1キロとなります。

続きまして、(2)児童数と学級数についてです。令和元年7月現在、大宮小学校は、通常学級児童数は合計で164人、学級数は6学級、特別支援学級は3人、1学級です。大宮台小学校は、通常学級児童数は合計で55人、学級数は5学級、2年生と3年生が複式学級となっております。また、特別支援学級は1人在籍し、1学級でございます。このような状況を踏まえ、令和3年4月に統合する際には、通常学級の児童数は188人、学級数は7学級が見込まれております。また、特別支援学級の児童数は現在両小学校に在籍する4名と、統合時に入学する児童数を足した人数を見込んでおります。

3ページをご覧ください。

(3)統合のスケジュールについてです。来年、令和2年度から両校の交流活動を実施いたします。併せて、統合校の設置場所となる大宮小学校の必要な修繕を行います。

次に、今後の見通しについてです。

統合準備会を新たに設置し、保護者、地域、学校とともに関係各課と連携し、統合校の開校に向けた準備を円滑に進めて参ります。

最後に、統合に向けた課題です。

統合準備会において検討予定である、通学区域の拡大に伴う通学路の安全対策や円滑な統合の実現に向けた教職員の配置、学校施設の整備等について、要望書の内容も踏まえながら、教育委員会として真摯に対応してまいります。

また、今後の大宮地区の小中学校のあり方についてですが、今後、大宮中学校の生徒数、学級数が減少することが見込まれることから、その推移を見守りながら、全校3学級になる場合に、小中一貫教育校化等を含め、改めて検討していくこととしております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございました。

では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 2点質問させてください。

1点目ですが、遠距離の通学になる児童についてです。学区の中で一番遠いところは約3.1キロというご説明があったのですが、実際に児童が住んでいる可能性があるところからも3.1キロだと考えていいのか、そんなに遠いところにいなくて、もう少し近いところが最遠なのかということをお教えください。

それからもう1点ですが、今後の中学校も含めて見通しについてです。2ページの表を拝見しますと、令和3年度で6年生が2クラスで、5年生が1クラス以下になる予想ですから、これが、3年か4年たつともう中学校も全て1クラスという予想だと思うんですが、そうすると、令和6年とか7年ぐらいに、もう中学校は1学級ずつになるという見通しなんでしょうか。

山崎企画課長 まず、1点目についてです。通学距離ですけれども、これはいわゆる地図上の最長ということでございます。実際に子どもが住んでいるのはもうちょっと手前というところでございます。それでもやっぱり距離としては長い距離はあると思います。

藤川委員 何キロぐらいですか。

山崎企画課長 3キロちょっと切るぐらいになるかと思えます。

それから2点目でございます。中学校なんですけれども、今、委員ご指摘のように、完全に1クラスずつになってくるのが令和7年度でございます。令和5年度の1年生から1クラスというのが始まりまして、順次、次の年、6年になると2学年、7年度になると全部の学年が1クラスになります。

以上です。

藤川委員 追加で質問します。

1点目に関してですが、2キロを超えて小学生が通学すると、かなり負担があると思うのですが、安全確保であるとか、あるいはバス等の利用であるとか、そういったことについて、ご検討はなされているのかどうか、教えていただきたいと思えます。

2点目ですが、中学校も含めた将来構想についてですけれども、地図を見ますと、大宮台小学校は大宮中に隣接しているわけですし、大宮台小学校の施設を有効活用することによって小中一貫校をつくるという構想が、考えられる可能性もあるのかなと思うのですが、大宮台小学校の跡地利用も含めて、仮に小中一貫校をつくる場合にどういった可能性があるのか、もし検討されていることがあれば教えてください。

山崎企画課長 通学の安全ということでの距離のところでございます。

これは、地元の代表協議会の中でも話題に上りました。私どもとしましては、現在、ほかの市町村でバスを出しているところの調査等しております。それから、実際にバス会社等にも問い合わせをしているところです。ただ、現在のところでは、子どもたちは歩いて通ってくる子どもたちとそれから保護者等が送ってくる子どもたちという形になっております。いずれにしましても、安全という面に対しては最優先で考えていきたいと思っております。

それから、2点目です。小中一貫校化ということで、まだこれは具体的な形にはなっておりませんが、やはり円滑な教育活動が進められるということを考えますと、施設の間の距離ですとか、そういうのも十分に考えていかななくてはいけないというところで、まだ具体的にというところまでは至っておりません。

藤川委員 承知しました。

和田委員 藤川委員からも指摘があった通学距離に関してなんですが、3キロ弱ぐらいということですけども、市内のほかの学校でこの程度の、やはり3キロ前後の小学校というのはありますでしょうか。

山崎企画課長 多くの学校は2キロ以内でおさまっているんですけども、幾つかの学校では、やはり3キロを超える長い距離ということもあります。

和田委員 そういった学区でも、今のところはバスを使っているとか、通学バスであるとか、そういったことはしていないということですね。保護者の送迎はあるということでしょうか。

山崎企画課長 これは、学校長の許可ということなんですけれども、路線バスを使っているところもあります。それから、5、6年生だけなんですけれども、自転車通学を認めているという学校もあります。ただ、全員がそうしなければならないということではありませんので、人数的には少ないものの、そのような対応もでございます。

和田委員 前例もあるようですので、ぜひ子どもたちの安全優先でよろしくお願いいたします。

磯野教育長 そのほかよろしいですか。

では、そのほか、ご質問もないようですので、議案第37号「千葉市立大宮小学校と大宮台小学校との統合について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

議案第38号 懲戒処分の指針の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第38号「懲戒処分の指針の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いします。

柳橋教育職員課長 議案第38号「懲戒処分の指針の一部改正について」説明いたします。

資料の13ページ、併せて参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。参考資料に沿って説明します。

まず、議案の趣旨です。学校徴収金について明記すること、並びに対象となる職員に関する規定の整備を行うために、懲戒処分の指針の一部を改正することについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議決を求めるものです。

続きまして、議案の概要です。

平成31年4月に職員による学校徴収金の着服事案が発生したことに伴い、第2標準例の3、校金公用物品取り扱い関係において、公金に学校徴収金を含むものとしたほか、あわせて第1基本事項の対象となる職員に関する規定の整備を行うものです。

最後に、「施行年月日」については、令和元年9月1日とします。説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

では、ご質問がないようですので、議案第38号「懲戒処分の指針の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

議案第39号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

磯野教育長 次に、議案第39号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」、企画課長、説明をお願いします。

山崎企画課長 議案第39号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」説明します。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価の結果に関する報告書について、千葉市教育委員会組織規則第8条第5号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

なお、本点検評価に関しましては、7月29日の学校教育審議会及び8月9日の生涯学習審議会において、各分野の事業の進捗状況等について、報告、意見聴取を行っております。

本日は、参考資料の「教育委員会事務点検・評価について（平成30年度対象）概要版（案）」に沿って説明します。

それでは、参考資料7ページ、概要版（案）をご覧ください。

今回の事務点検・評価の対象は平成30年度に実施した事業となります。事務点検・評価は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて実施しているもので、教育委員会自らが事務の適正な執行について確認をするとともに、市民に対し、説明責任を充実させ、市民の信頼の向上を図ることを目的としております。このことから、毎年度、報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務づけられており、本年度も9月の千葉市議会定例会に報告書を提出いたします。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条第1項の規定により、事務点検・評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有するものの知見を活用することとされており、学校教育分野については千葉大学教育学部教授の松尾七重氏、生涯学習分野については放送大学教授の岩崎久美子氏に評価、所見をいただいております。

全体に係る評価に加え、新規・拡充等のあった事業を重点的に評価する事業として、評価委員による視察やヒアリング等を行いました。

学校教育分野については、「小学校英語教育の推進」と、「スクールサポートスタッフの配置」の2つです。生涯学習分野については「公民館の管理運営」と「文化財の保存・活用」の2つです。

続きまして、「Ⅱ教育委員会の活動状況」をご覧ください。教育委員会会議の開催状況など、教育委員会の活動状況をまとめております。

続きまして、「Ⅲ点検・評価の結果」です。学校教育分野につ

いては平成28年3月に策定した「第2次千葉市学校教育推進計画」に基づき、生涯学習分野については同じく平成28年3月に策定した「第5次千葉市生涯学習推進計画」に基づき、点検・評価を行っております。また、平成30年度は本計画の3年目となり、中間年度であることから、前半3年間の評価を行いました。

まず、(1)平成30年度についてですが、重点的に評価を行った事業についてご説明いたします。

「小学校英語教育の推進」では、外国語指導助手を38人配置し、外国語活動を実施したほか、英語専科教員を5人5校に配置し、担任の負担軽減と質の高い英語教育の実践を図りました。また、英語教育支援員を12人配置し、教員に指導、助言を行いました。併せて、英語免許取得者を増やすため、大学等の免許取得講座の受講を勧め、12人の教員が免許取得に必要な単位を取得しております。

「スクールサポートスタッフの配置」では、スクールサポートスタッフ3人をモデル的に配置し、資料の印刷など、教員以外でもできる業務を担当することで、教員の負担軽減を図っております。教員の勤務時間を除く在校時間が削減されるなど、一定の効果が見られました。

「公民館の管理運営」ですが、平成30年度から公民館の管理運営に指定管理者制度を導入し、公益財団法人千葉市教育振興財団が指定管理者として管理運営を行いました。経費の再分配により、報償費、図書購入費、修繕費などの予算を手厚くすることで、主催事業の充実や快適な学習環境の確保に努めたほか、社会教育主事資格取得者を増やし、専門性の向上を図るなど、市民サービスの向上に取り組みました。この結果、主催講座数の大幅増や受講者満足度の確保にはつながったものの、施設稼働率は伸び悩んだことから、引き続き学習環境の充実を図るとともに、利用団体の支援に取り組んでいきます。

「文化財の保存・活用」ですが、ゆかりの家・いなげにおいて、瓦ぶき屋根、外壁、戸袋等の修繕を実施するとともに、市指定有形文化財である旧生浜町役場庁舎の外壁修繕を行うなど、文化財の保存・活用に取り組んでいます。今後も文化財を適切に保存・管理するため、計画的に修繕や改修等を実施します。

次に、(2)前半3年間の評価(中間報告)について説明します。

はじめに、各施策を推進するための目的・目標である成果指標についてですが、学校教育分野では、54項目のうち4項目で、生涯学習分野については10項目のうち2項目で、平成30年度現状値が最終目標である令和3年度末の目標以上となっております。一方で、学校教育分野では18項目が、生涯学習分野では7項目が中間目標である平成30年度末の目標を下回っている現状でございます。いずれの分野におきましても、関連するアクションプランを推進し、最終目標値を達成できるよう努めてまいります。

次に、成果指標に掲げた目標を達成するための手段としての個別具体の事業である「アクションプラン」についてです。学校教育分野においては、全体の83%にあたる77のアクションプランが概ね計画どおり順調に進捗している一方で、16の事業においては、計画に対し進捗状況の遅れが生じております。生涯学習分野においては、全体の73%にあたる41アクションプランが概ね計画どおり順調に進捗している一方で、13の事業においては、計画に対し進捗状況の遅れが生じ、2つの事業については、平成30年度末時点で事業を休止しております。いずれの分野においても順調に進捗している事業については最終目標を達成できるよう、引き続き各事業の推進に努め、遅れが生じている事業や休止している事業については今後の進め方等について検討してまいります。

なお、参考として最終目標を達成している成果指標や中間目標に達していない成果指標、また最終目標を達成しているアクションプランや遅れが生じているアクションプランにつきまして、資料9ページから21ページの参考資料、教育委員会事務点検評価（抜粋版）でまとめております。ご参照いただければと思います。

続きまして、概要版（案）の右側をご覧ください。

こちらには、評価委員からの評価の要旨を掲載しております。

学校教育分野につきましては、松尾委員より次のような評価をいただいております。全体についての総括的な所見としましては、「学校教育推進計画の3年目の取組みについては概ね良好な成果を得ていると評価することができる。望ましくない傾向の項目については、長期間における推移を俯瞰しつつ刻々と変わる状況を正確につかみつつ、改善のための最善策を考え、この体制を

整える必要があるだろう」との評価をいただきました。

また、「小学校英語教育の推進」につきましては、「英語専科教員を5名採用している。さまざまに工夫された教材を利用して、質の高い外国語活動の事業を展開していることで、子どもたちの学習意欲が高まり、英語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質、能力の育成に貢献していることがうかがえる」との評価をいただいております。

「スクールサポートスタッフの配置」につきましては、「スクールサポートスタッフは教員の業務のうち、教員が必ずしも行わなくてもよい業務を担当することができる。このような業務を実施するスタッフにより、教員の業務負担が軽減され、本来の教員業務に専念することが可能となる。実際に、スクールサポートスタッフを配置した学校では、教員の勤務時間を除く在校時間が削減されるなど、一定の効果が見られ、業務負担の軽減につながっていることが分かる」との評価をいただきました。

生涯学習分野につきましては、岩崎委員より、次のような評価をいただいております。

全体についての総括的な所見としましては、「社会に出てからの学習は個人の自発的な意思によるものであり、学習活動の多寡は個人の資質や経験に大きく依存する。学校教育や地域活動を通じた肯定的な学習経験が、個人の人生や生涯全体を通じたその後の学習活動の礎になると推測されることから、これからの子どもたちを対象に、学校教育と連携した生涯学習関係施設利用を改めて検討することは重要であろう。今後も地域学習の拠点として地域住民を学習活動に呼び込み、地域における社会関係資本蓄積のためのハブとして、生涯学習関連施設が地域づくりの一翼を担うことを期待する」とのご意見をいただきました。

また、「公民館の指定管理後の現状」につきましては、「公民館は指定管理者である千葉市教育振興財団の一括管理となり、予算の再配分に伴う図書購入費の増額、建物の修繕、Wi-Fiの整備がなされた。今後も施設整備への予算確保と職員の研さんには力を注いでほしい。地域の学校や千葉市教育振興財団が管理運営する他施設等との連携により、市民に対し体系的で豊かな学習サービスの提供が可能になるであろう」、などの意見をいただきました。

「文化財の管理運営」につきましては、「NPO法人ちば生浜

歴史調査会が「椎名上郷名主文書」を刊行し、新聞に掲載されたことから、多くの人々の関心を呼んでいる。このような各地域で行われているさまざまな学習活動を発掘し、支援することも教育委員会の大きな使命と思われる。地域の学習基盤を強固にするためにも、地域の学習活動が、世代を超えて持続的に実施されるような環境整備や充実に、今後も留意されたい」とのご意見をいただきました。

学校教育・生涯学習、いずれの分野においても評価いただいている点はさらなる向上を目指し、今後のあり方等について、いただいたご意見については真摯に受けとめ、今後の事業の進め方等を検討して参ります。

なお、報告書（案）の97ページから101ページに評価委員の評価を掲載しておりますので、詳細につきましては、こちらをご覧ください。

最後に、評価委員の意見に対する対応です。

昨年度、「評価委員からいただいた貴重な意見に対し、どのように見直していくのか」という趣旨のご指摘をいただきました。これを受けて、今年度よりこれまでの事務点検評価において、評価委員よりいただいた意見の抜粋と、それに対する対応状況に区分して示しております。意見に対する取組について検討し、実施しているものは○で15項目、意見に対する取組について検討しているものは△で4項目でございます。未対応、×の項目はございません。詳細は報告書（案）の102ページから105ページに載っておりますので、ご覧ください。

議案第39号についての説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 意見です。

これは毎年成果を重ねていく中で、適切に目標など見直しながら進めているということが重要だと思います。

そういう中で、幾つか遅れという項目はあるんですけども、とはいえ、おそらく努力が足りないということではなくて、なかなか思うようにいかないというものだと思うのですが、唯一、少し引っかけたのが、ネットの協議会が出来ていないというのがある。これだけ、本来は協議会を作ることになっているのに、進んでいないというように書かれているんですけども、実態として、千葉市だけでネット問題について取り組むというのはあま

り意味がないような気がするんです。

つまり県レベルでは、私も関わっていますが、有害情報対策のコンソーシアムがあって、そういうところで動いていますので、どうしてもネットというのは地域を超えた動きも出てきますから、警察なんかも県レベルでしかないわけし、県レベルのそういった組織に千葉市も加わるというようなところが多分現実的だと思うのですけれども、千葉市であえてネットに関する協議会をつくらなくてもいいような気もしまして、柔軟に対応いただくということも考えていただいているのかなと思いましたが、もし何かあれば教えていただきたいんですが、ご検討いただければと思います。

木内教育支援課長 ご指摘の点、そのとおりだと考えておりまして、本課としても、これについては、来年度に向けてということで、今回の開催、設置の方向に向けて考えております。

今、委員のほうから千葉市だけで限らずということで、いろいろなところを情報を得てという、これも参考にさせていただきたいと思えます。

磯野教育長 よろしいですか。

では、そのほかご質問ないようですので、議案第39号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

報告第9号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

磯野教育長 次に、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いいたします。

報告第9号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 報告第9号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」説明いたします。

15ページをご覧ください。参考資料は23、24ページでございます。

国公立高等学校等の低所得者世帯の生徒に対し、千葉県が国の補助事業を活用して支給する「奨学のための給付金」について、

非課税世帯の第1子への給付額が増額されることに伴い、同給付金と千葉市育英資金との重複受給について規定している、千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正するものでございます。

本市では、市立高等学校の生徒を対象に給付額の育英資金として月額1万円を支給しておりますが、「奨学のための給付金」を受給する生徒には、その給付額との差額を支給しております。

改正内容ですが、「奨学のための給付金」の非課税世帯の第1子への給付額が年額8万800円から8万2,700円に増額されることに伴い、施行規則第3条第2項に規定する給付金の年額を8万800円から8万2,700円に変更するというものでございます。それに伴い、第4条第2号に規定する支給額を、月額3,300円（3月にあっては2,900円）から月額3,100円、3月にあっては3,200円に変更するものであり、施行年月日は令和元年8月1日でございます。

なお、附則を附則第1項とし、附則に「2 令和元年8月1日から令和2年3月31日までの間における第4条第2号の規定の適用については、同号中「3,100円（3月にあっては3,200円）」とあるのは「3,300円（8月から12月まで並びに1月及び2月にあっては3,000円、3月にあっては3,100円とする。）」を加えました。これは、今回の改正は令和元年8月1日に施行したため、平成31年4月から令和元年7月までについては、変更前の規定に基づき、育英資金を支給しますが、その残額を令和元年8月から支給するに当たり、支給額を調整するため、附則を設けたものでございます。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

よろしいですか。

では、以上で、公開審議案件に係る審議が終了いたしました。

委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等何かございますか。よろしいですか。

次に、議案第40号から議案第44号まで及び報告第10号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

（傍聴人、退出）

審議を再開します。

議案第40号 令和元年度補正予算について（9月補正）

磯野教育長 議案第40号「令和元年度補正予算について（9月補正）」、
学校施設課学校環境改善担当課長、説明をお願いします。

石川学校環境改善担当課長 議案書の2ページをお願いします。

議案第40号、令和元年度9月補正予算のうち、学校施設の環境整備について説明します。

補正理由ですが、去る8月20日付での国の当初予算分としての国庫補助金の追加決定に伴い、学校施設の環境整備にかかる経費を追加するとともに、事業完了予定が次年度となることから、併せて繰越明許費の設定を行うものです。

補正予算額は24億2,800万円で、財源は記載のとおりです。

補正予算の内容ですが、小学校2校、中学校2校の外壁改修、小学校5校、中学校8校及び高等学校1校のトイレ改修の各工事です。

説明は以上です。

磯野教育長 続きまして学事課長、説明をお願いします。

山下学事課長 議案書の3ページをご覧ください。

令和元年度補正予算のうち、自動応答電話の市立学校への設置について説明します。

補正理由ですが、本市では本年1月に策定した「学校における働き方改革プラン」に基づき、教員の働き方改革を進めているところです。教員の在校時間数の削減が喫緊の課題となっている中、教員が本来業務に専念できる環境の確保に向け、閉庁時間帯の電話に対応するための自動応答電話を市立学校全校に設置するものです。

補正予算額ですが、980万円で、財源は全額一般財源です。

補正予算の内容です。自動応答電話購入及び設置経費であり、市立学校171校、各1台設置する費用であります。また、応答時間についてですが、原則として小学校及び特別支援学校においては平日の午後6時から午前7時30分まで及び土曜、日曜、祝日、中学校及び高校においては平日の午後7時から午前7時30分まで及び土曜、日曜、祝日となります。

今後の予定につきましては、本年11月に設置工事を開始し、来年3月に全171校の取付けを完了させ、4月に運用を開始する予定です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 意見です。

電話の件ですが、教員の勤務時間を考えますと、小学校、特別支援学校で午後6時も若干遅いと思うのですが、中学校、高校の午後7時というのは、教員の勤務時間から多分2時間ぐらい過ぎているわけですか。せつかく導入するのにここまで遅くする必要はあるのかというのが非常に疑問でして、もちろん保護者や児童生徒の理解を求めた上でということにはなるのでしょうけれども、もう少し勤務時間の終わりとか、勤務時間の終わりプラス30分とか、それぐらいのところで区切らないと、余り意味がないように思うのですが、いろいろな事情があるのでしょうかけれども、意見として申し上げたいと思います。

山下学事課長 その事情を説明させていただきますと、昨年度、校長会から発出した文書があり、そこに記載されていたのがこの時間帯です。

理由としては、各学校の実情を鑑みて、小学校は、午後6時前後までが、「子どもが帰ってきていない」などの問い合わせがあるということや特設運動部活動を実施した際には下校後約1時間は様子を見るということ、中学校におきましても部活終了後に約1時間は様子を見ているということで、この時間帯に設定したという経緯がございます。

以上でございます。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。

中野委員 前にも同じようなことを聞いたのですがけれども、トイレの改修工事ですけれども、千葉市ではエアコンに先立ってこちらを重点的にということでしたけれども、何割ぐらい終わっているのでしょうか。

石川学校環境改善担当課長 トイレの改修工事の進捗ですが、今年度末で進捗率が33%の見込みです。今後、年間10校程度の工事を実施し、令和8年度に全ての工事を完了する予定としております。

千葉委員 以前もお聞きしたと思いますが、このトイレの改修のときに、多機能トイレといったようなものは何校か入っているのか、その辺はどうでしょうか。

石川学校環境改善担当課長 多機能トイレですが、こちらの校舎への設置状況についてなんですが、小学校、中学校、特別支援学校におきまして、今年度末で68%の校舎へ設置済みとなる見込みとなっております。

千葉委員 バリアフリー新法などの規定に沿って作っていただいたとしても、使うほうの我々としては非常に使いづらい。先日も、国の規定に沿って作ったと言われるトイレを使用したのですが、金属の棒が突き出ているので、腕に刺さったりしたのです。だからその辺り、もう少し使う人のことを考えて、例えば青写真のときに、僕などを呼んでいただけたらありがたいと思いました。

和田委員 自動応答電話の件についてなのですが、少し本件の先の話になってしまうのですが、これが実際に稼働してきた場合に、学校にかけてもつながらないということで、教員の携帯電話であるとか、それからメールとかラインとか、何らかの形で知っているという可能性も非常に高いと思うのですが、そちらにどんどん流れてしまうということも考えられるのではないかなと思います。ですので、そうなった場合のことも想定して、この事業が始まる前にある程度の対策を考えておいていただければと思います。

山下学事課長 ご指摘のあった点については、大きな課題だと思っています。現在、いろいろな学校に確認したところ、個人情報との関係で担任の連絡先、または自宅の連絡先を載せていない学校が多いことや連絡網自体を作成していない学校も多くなっております。ただし中学校の部活動につきましては、どうしても顧問の連絡先を提示するときもあるとのことでした。

昨年度、校長会から文書が発出された際、個人の電話に連絡があったかという趣旨で幾つかの学校に問い合わせたところ、昨年度の段階では特に問題はないとのことでした。ただその点に関する緊急の連絡先については、学校とコールセンター等も含めまして、対策を練っていきたいと思っています。

以上です。

磯野教育長 よろしいでしょうか。

では、ほかにご質問ないようですので、議案第40号「令和元年度補正予算について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり、可決いたします。

磯野教育長 議事の途中ですが、ここで、中野委員が所用により退出となります。

(中野委員、退出)

磯野教育長 議事を再開します。

議案第41号 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

磯野教育長 議案第41号「千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 議案第41号「千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について」説明します。

議案書は5ページになりますが、お手元に配布しております説明資料に基づき説明します。

資料の1ページをお願いします。

改正の趣旨ですが、千葉市運動部活動ガイドライン及び千葉市文化部活動ガイドラインを策定したこと並びに義務教育費国庫負担金の算定において、教員特殊業務手当の算定基準が見直されたことに伴い、教員特殊業務のうち部活動指導業務に係る手当の額を改めるものです。

続きまして、改正の概要でございますが、週休日等に部活動指導等の業務に従事した場合に支給する手当について、表の上段をご覧ください。

学校の管理下において行われる部活動における児童生徒に対する指導業務で、週休日等に行うものにつきまして、改正前の4時間以上3,600円から改正後は3時間以上2,700円とするものでございます。

また、表の下段ですが、学校により計画され実施される練習試合及びこれに類するものにつきましては、区分を新設しまして、4時間以上3,600円を支給するものでございます。

なお、経過措置としまして、学校の管理下において行われる部活動における児童生徒に対する指導業務で、週休日等に行うものにつきましては、令和4年10月31日まで4時間以上3,600円、3時間以上4時間未満2,700円とするものです。

最後に、施行期日ですが、令和元年11月1日からとします。説明は以上です。

磯野教育長 ありがとうございます。

審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 質問をさせていただきます。

一般の労働者については、労働基準法等で休日に出勤する場合に割増賃金で休日出勤手当が支払われると思うのですがけれど

も、おそらく1時間当たり900円というこの手当は割増にはなっていないと思うのです。これは法令上どういう根拠で、この低い額の手当ということが可能になるのかを教えてくださいたいのですけれども、いかがでしょうか。

松永教育給与課長 単価としては低くなっているのですが、全体の給料としてみますと、最低賃金は上回っているだろうということ及び本質的な問題になりますが、給特法により、時間外の割り増し賃金の規定が適用除外とされているところから、教員は手当の額自体が問題にならないという点もあります。

藤川委員 給特法が大きな根拠ということですね。

松永教育給与課長 そうです。

藤川委員 承知しました。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

ほかにご質問ないようですので、議案第41号「千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、如何でしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

議案第42号 千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部改正について

磯野教育長 議案第42号「千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 それでは、議案第42号「千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部改正について」説明します。

議案書は9ページになりますが、お手元に配布しております説明資料に基づき説明します。

資料の5ページをお願いします。

改正の趣旨でございますが、配偶者同行休業及び育児休業による休業が複数年となる場合において、安定的な代替職員を確保するため、任期付職員に係る規定を整備するものです。

続きまして、改正の概要ですが、配偶者同行休業及び育児休業に伴う代替職員について、臨時的任用職員に加え、任期付職員を採用することができるよう(1)から(3)に記載の千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例、千葉市職員の給与に関する条例

及び千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について勤務条件等必要な規定の整備を行うものです。

最後に施行期日ですが、公布の日からとします。

説明は以上です。

磯野教育長 ありがとうございます。

審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 質問いたします。

このように、任期を柔軟に定めることができることは大きなメリットがあると思うのですが、休業したもとの職員の方が、休業期間を早めに切り上げるという可能性がゼロではないと思われれます。その場合に、もし代替の職員の方をそれに合わせて辞めてもらおうとかということになると、大変な問題になると思うんですが、休業する職員が休業期間を早めに切り上げるということについては、どのような対応をなされるのか、教えてください。

松永教育給与課長 任期付職員の方は任期がありますので、配置転換を考えるとということになります。その上で、当然勤務地等は変わってしまっていて、ご本人の意に沿わないというようなことであれば、ご本人が退職するという場合もあると思いますが、基本的にはご本人に相談した上で、必要などころに配置することを考えております。

藤川委員 代替の職員の方については配置転換の可能性があり得るという説明をなされるのでしょうか。

松永教育給与課長 採用に当たっては配置転換する場合があるということは説明させていただいています。

藤川委員 承知いたしました。

磯野教育長 ほかはどうでしょうか、よろしいですか。

そのほかにご質問もないようですので、議案第42号「千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

議案第43号 千葉市立小学校設置条例の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第43号「千葉市立小学校設置条例の一部改正について」、学事課長、説明をお願いします。

山下学事課長 議案第43号「千葉市立小学校設置条例の一部改正について」ご説明いたします。

議案第13ページ、参考資料9ページをお開き願います。参考資料に沿って説明いたします。

改正の趣旨でございますが、子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目的とした学校適正配置により、統合新設校を設置するため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号に基づき、議決を求めるものでございます。

統合新設校の概要についてですが、まず、千城台わかば小学校は千城台北小学校及び千城台西小学校を統合し、設置するものでございます。統合場所につきましては、令和2年4月に千城台西小学校を仮校舎として開校し、千城台北小学校を改修後、令和3年4月より千城台北小学校の位置に移る予定です。

開校時の学校規模につきましては、参考資料に記載のとおりです。

次に、千城台みらい小学校についてですが、千城台南小学校及び千城台旭小学校を統合し、千城台旭小学校の位置に設置するものでございます。

開校時の学校規模につきましては、参考資料に記載のとおりです。

最後に、条例の施行期日ですが、千城台わかば小学校は令和2年4月1日、千城台みらい小学校は令和3年4月1日としております。

なお、それぞれの統合前後の学校の位置と学区の範囲については、参考資料の10ページと11ページにあります通学区域図をご参照ください。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 ありがとうございます。

審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問ないようですので、議案第43号「千葉市立小学校設置条例の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

議案第44号 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第44号「日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正について」、保健体育課長、説明をお願いします。

古山保健体育課長 議案第44号「日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正について」説明します。

議案書は15ページになっておりますが、参考資料で説明させていただきます。別冊の参考資料の15ページをお願いいたします。

初めに、改正の趣旨でございますが、現在、学校の管理下における児童生徒等の負傷による疾病などの災害が起こった際の補償としましては、日本スポーツ振興センター法等において、災害共済給付制度が定められており、本市では、条例に基づき、市及び保護者が共済掛金を負担しています。平成31年4月26日に独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴い、共済掛金の額が改定されたため、条例の一部を改正いたします。

次に、改正の概要についてです。政令改正では、高等学校及び特別支援学校高等部の掛金の引き上げがなされました。今回、この政令改正に伴い、保護者負担額を高等学校で1,380円から1,830円に、特別支援学校の高等部を920円から1,075円に、それぞれ改定しようとするものであります。また、高等学校の保護者負担割合ですが、県立高等学校や千葉県内他市の市立高等学校の状況を踏まえ、高等学校の保護者負担割合を従来の75%から85%に引上げを行いました。特別支援学校高等部の保護者負担割合は福祉行政の一環として軽減を継続し、従来どおり50%といたしました。

一方、高等学校及び特別支援学校高等部の生活保護世帯と市民税非課税世帯へ減免措置を拡大して参ります。

なお、この条例は令和2年4月1日より施行することとし、令和2年度分の共済掛金から適用することとしたいと思います。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、議案第44号「日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり、可決とします。

磯野教育長 次に報告第10号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましてはあらかじめ指定された職員を除き、それ以外の職員は退出をお願いします。

(あらかじめ指定した者以外の事務局職員、退出)

報告第10号 職員の処分について

教育長 審議を再開します。

報告第10号「職員の処分について」、教育職員課長、説明をお願いいたします。

教育職員課長 臨時代理報告第10号「職員の処分について」説明をいたします。

まず、教育長の臨時代理についてですが、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、緊急を要する事由により、令和元年8月22日に職員の処分について教育長が臨時代理により処理を行ったため、同条第2項の規定に基づき、直近の教育委員会会議に報告を行うものです。

続きまして、被処分者ですが、主査補です。

処分内容は、戒告で、処分年月日は令和元年8月23日です。

次に、処分事由ですが、被処分者が中央区役所地域振興課に在席していた当時、担当していた自主防災組織への助成事業に関し、自主防災組織からの交付申請を受領した後、本来処理すべき事務処理を怠り、13団体に対し、合計13万2,700円を私費により支払いました。また、当初、私費払いが判明した際の事情聴取において、判明していた活動助成金以外の資機材購入助成金についても私費払いしていたことを認識していたにもかかわらず、その報告を怠り、所属が同助成金の申請書を発見するまで、その事実を放置しました。

このような行為は市民の公務に対する信用を失墜させる行為であり、かねてより綱紀の保持について注意喚起をされていたにもかかわらず、このような行為が行われたことの責任は免れません。

そのため、被処分者に対し、市職員としての職責を改めて自覚させ、再発防止に向け注意を促すものです。

説明は以上です。

教 育 長 審議に移りますが、質問等含め何かございますか。

よろしいですね。

(「はい」という声あり)

9 その他

- (1) 第9回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言